

カントの法哲学の現代的意義

木 村 靖 比 古

The Present Significance of Kant's Philosophy of Law

YASUHIKO KIMURA

第一 序 言

(1) カントの近世哲学史上における地位について、学者はこれを貯水池にたとえて論じている。なんとすれば、カント以前の哲学は大体においてすべてカントに流れ込み、そしてカント以後の哲学はカントから流出したと言ってよいからである。具体的に言えばカントより以前の哲学思想はイギリスの経験論と大陸の唯理論であるが、この2つの哲学思想はカントの哲学に流れ込みカントより以後の哲学思想はカントからその源を発しているからである¹⁾。また、カントの哲学史上における業績は、恰もフランス革命が政治の領域においてなし遂げたような大きな変革を思想の領域においてなし遂げたものと見られている²⁾。近世哲学史上におけるカントの地位と業績は右の事実によって明白であり、カント哲学の不朽の価値も以上の点に見出されるであろう。

(2) しかしながら、カントの哲学は18世紀の哲学であるから、それが現代において如何なる意義を持っているかということが重要な研究課題である。1954年(昭和29年)はカント歿後150年に当たったので、諸国の学界においてこれを記念してカント哲学の現代的意義を主題として研究が行われたようである。わが国においては、雑誌「理想」(昭和29年4月号)が諸学者の論文を掲載して「カントの現代的意義」と題する特輯号を発行した。またアメリカにおいては、例えば、エール大学(Yale University)において、4人の学者によってカント哲学に関する特別講義が行われ、その講義の内容が1冊の書物に纏められて「カントの哲学と現代の世界」(The Philosophy of Kant and Our Modern World, 1957)という題名で出版された。また、最近出版されるカント哲学に関する著作には、その現代的意義に関する考察が多かれ少なかれ含まれている。(例、岩崎武雄著「カント」、ヤスパーズ著「大哲学者」)

(3) 以上のように、カント哲学の現代的意義については比較的多くの研究が行われているがしかしカント哲学の重要な部分であり、一部の学者が³⁾カントの哲学体系全体の結論を構成するものと認めているほど重要な地位を占めている法哲学については現代的意義を主題とした特別な研究は未だ行われていないように見受けられる。したがって、カントの法哲学は哲学体系における重要な地位にもかかわらず、体系中の他の部門と比較して、現代的意義についての研究が不十分な領域であると言うことができる。

そもそもカントは老年になってから法についての哲学的な思索を開始し、殊に法哲学の名著「道徳形而上学」(Metaphysik der Sitten, 1797)は思索力の衰えた晩年の著作であるため、

1) 安倍能成著「カントの実践哲学」3頁以下。

2) Cf. Clement C. J. Webb, A History of Philosophy, p. 170.

3) 南原繁著「国家と宗教」(139頁)、カール・ラ
ンツ著、赤松元通訳「国家哲学」(5~7頁)参照。

三批判書などのような著作と比べて一般に重視されない傾向があり、かくしてカントの法哲学は彼の哲学を研究する者によってかえりみられず、概して法学者、政治学者によって取扱われるにとどまったのであってしかもこれらの学者もその現代的意義については殆んど何らの考察も行っていないと言って過言ではない。しかしながら、カントの法哲学の現代的意義を考察することは学問上価値あることでありそして一般の哲学者によってカント哲学の現代的意義が考察されるように、法哲学者によってカントの法哲学の現代的意義が考察されなければならない。私は以前からカントの法哲学思想を種々の観点から考察することを志し若干の題目を設定したが、現代的意義を考察することもその題目の一つである。しかし問題がきわめて困難であるため構想は未だ十分に纏ったわけではないが、本稿において、この題目の内容として考察し論述しなければならないと認められる二、三の点に触れることとする。そして後日書き改めて、足らざるところを補うと共に全面的に修正を行いたいと思う。

(4) なお、カントの法哲学の学問的価値については、多くの学者の認めるところであるがここに一、二の例を挙げると、先ずカントの法哲学の主著である「道徳形而上学」の第1部「法学の形而上学的基本原理」(Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre, 1797)の訳者である恒藤恭博士は訳者の序言においてつぎのように述べられている。「それは法律哲学の歴史において新しい時代——ある意味において現代にまで継続しているところの——を画した名著であると言わざるを得ない。(中略)法律哲学におけるカントの思想の一面は従来の独断的自然法思想の方角に向けられていると同時に、その他の一面は来らむとする時代を支配すべき新しい精神のかがやきに照らされている。そして、あたかも斯かる根本性格をそなえたままに、カントの法律哲学的学説は、フィヒテ、シェリング、ヘーゲルなどによって展開されたドイツ観念論の法律哲学並びに政治哲学の源流を成した。かような意味において法律学の形而上学的基本原理の著は法律哲学又は政治哲学の研究に興味をもつ者の一度は潜らねばならぬ扉を開いているとも言い得られるであろう。更に個人主義的法律秩序として成立せる近代法の本質に即してかたちづくられたところのカントの法律哲学的学説が19世紀のドイツ法律学を通して、近代諸国の法律学の発展に及ぼした影響は深く、且つ大きいものがある。この点から見ても、該著が現代に至るまでその意義を保有し来っていることが知られるのである。」⁴⁾ また、ドイツの著名な、カント哲学の大家であり、哲学叢書(Der Philosophischen Bibliothek)の編集者であるカール・フオールレンダー(Karl Forländer, 1860~1928)はこの主著の解説においてつぎのように論じている。「現代の発展が多く点においてカントを超えて進んで行くとしても、現代の法律的政治的並びに倫理的な感覚と思索とのために、カントの思想から学ぶことのできる多くのものが、この著作の中に含まれている。」⁵⁾ これら2人の学者の言葉が述べられたのは、今から30~40年も以前のことでありにもかかわらず、それらは今日なお依然として、否述べられた当時よりも一層大きな迫力をもってさえ研究者の関心を湧きたたせるのである。

(5) 以上に述べたところによって、カントの法哲学を研究することの価値を理解することができるが、カントの法哲学が特に平和の問題を中心として展開されている関係上、現代の国際政治の実状に照らして、その現代的意義が注目されるのであり、したがってこの点について考察することが本稿の目的である。

4) カント著、恒藤恭、船田亨二共訳「法律哲学」訳者序1~3頁、本稿はこの訳書によった。

shen Bibliothek), S, XLII. 以下 M. d. S. と略記する。

5) Kant, Metaphysik der Sitten (Philosophi-

おわりに本稿の構成を示しておきたい。本稿はカントの法哲学についてその現代的意義を考察することを目的とするが、しかしカントの法哲学は前に挙げた二人の学者の言葉からも明らかに知られるように、時代を超越して妥当する思想を含んでいるばかりでなく、また現代から見れば時代遅れであって意義のない思想をも含んである。そこでこれら2種類の思想についても併せて考察することが必要であるから、以下においては、第一にカントの法哲学上の業績について超時代的に妥当するもの並びにカントの時代に妥当し意義を持ったものを論述し、第二に現代に妥当しないものを明らかにし、第三に現代的に意義をもち妥当するものを考察しようと思う。

第二 カントの法哲学上の業績

カントは老年に入ってから法や政治の問題について論文や著作を出すに至ったが、特にフランス革命の勃発以後においてはその影響を受けて法哲学的及び政治哲学的思索は愈々活発となり、重要な論文や著作をつぎつぎに発表した。そしてこれらの著作によって法哲学においてもいくたの注目すべき業績を挙げたのであった。その主要な業績を挙げれば、第一に法と道徳とを区別して法の地位を明らかにし、延いては法哲学を一般倫理学から独立せしめると共に、法哲学の体系を樹立して後世の法哲学に対して指針を与えたことである。第二に近世自然法学の理論を整備し内容を充実させたことである。近世自然法学の理論は一定の仮説を前提として立論され、それは必ずしも全面的に正当なものではなく、殊に現代において何らの意義をもたない面もあるが、しかしそれが近世の政治思想に及ぼした影響は極めて大であることは多言を要しない。この近世自然法学においてカントは先験的な理性的自然法の理論を完成させた。即ちカントは自然法をもって先験的な実践理性の要請に基く普遍妥当的な法と考え、それを実定法の規制原理としたのであって、自然法学の中でも特に理性法学の代表者となった。かくして近世自然法学の理論はカントの努力によって深い哲学的含蓄を持つものとなった。またカントは近世自然法学において広く認められている国家契約説をルソーから継受し、国家の成立のためには契約が欠くべからざる理念であるとしてルソーよりも一層明らかな自覚をもって契約説により国家統治の基礎づけを行った。第三にカントは法の本質を論ずるに当って、従来の自然主義的または功利主義的な自然法学説のように、社会性、自己保存性、幸福、快楽などの自然的欲望を法の基礎としないで自由をもって法の基礎とした。即ち、カントは自由をもって人間が理性的存在者としての使命を十分にはたし得る可能性であるとし、この自由を確保することこそ法の根本的使命であると考えた。こうして法思想の歴史はカントによって一転回をさせられ従来とは異った方向に進むこととなったのである。第四にカントは従来絶対主義的福祉国家観に対立する法治国家観を確立した。即ち彼は国家の目的をもって法の維持に在りとし、自由のための法の維持及び法の維持を通じて個人の自由を保障することこそ国家の任務であると考えて法治国家観を唱えたのであったが、このことを通じて彼はドイツにおける立憲主義の発展に多少の貢献をしたのである。第五に永遠平和を実現するための条件として公法(憲法、国際法及び世界公民法)は如何にあるべきかを論じて永遠平和の実現と法の在り方との関係について画期的な見解を表明した。このことはカントの法哲学において特に不朽の偉業とされているところである。以上に挙げた業績はいずれも偉業と言うことができるけれども、中にはカントの時代において要求せられ適切とされたが、必ずしも現代においては意義を持たない思想あるいは時代遅れと認められる思想を含んでいるものもある。しかし第五に挙げた業績は現代にお

いて特に重大な意義を有すると考えられる。従って本稿においてはこの業績を中心として論述し、そのほか、カントの法哲学思想において現代的に意義を有すると認められるものを若干取り上げて多少の考察を加えることとする。

第三 カントの法哲学における現代的意義の乏しい諸点

どんなに偉大な哲学者であっても、その哲学思想の形成に当っては、程度の差はあるとしても、彼の生活した時代や環境の影響を受けることを免かれない。このことはカントの哲学思想の形成についても言い得ることであって、特に彼の法哲学思想は彼の時代の政治的及び社会的状況の影響を受けたと認められる点を少なからず含んでいる。そしてカントの法哲学思想は18世紀の末葉において形成されたものであるから、当時においては適切正当であり意義をもっていたものでも、現代においては、もはや時代遅れとなって大なる意義も持ち得ないものもあることは当然である。従ってカントの法哲学の現代的意義を考察するという本稿の目的は、その思想の中に含まれているところの現代的に意義を持たない部分を明確に把握することによって一層よく達成されると言うことができるであろう。しからばそのように現代的意義を持ち得ないのは如何なる点であろうか。以下、これらの点を若干取り上げて検討することとする。

(1) 法の定義

カントは法を定義して、「法は一人の意欲が、他人の意欲と自由の普遍的法則にしたがって調和し得るための諸条件の総和である」とした⁶⁾。既に述べた如く、カントは法の本質を論ずるに当って自由を基礎に置いたことは法哲学史における画期的な業績であるが、たしかにカントの法の定義は近代市民法の特色を捉えたものとしてカントの時代においては適切なものであった。たとえば尾高朝雄博士は、カントの与えた法の定義の近代的意義についてつぎのように言明されている。「近代市民社会の法の最も重要なねらいどころは、人と人との間の対立を妥協させるにあるといつてよい。人間の個人としての自覚が高まり、各人が自己の自由と権利とを主張するようになればなるほど、その間に険しい対立の起る可能性が増大する。そこで各人の自由と権利との限界を定め、すべての人々の社会的共存を可能ならしめるという法の機能もまたそれだけますます重要になる。カントは法を定義して<一人の恣意と他人の恣意とが、自由の一般法則にしたがって相互に結合せしめられ得るための条件の総体である>とした。この定義は、法一般の本質を明らかにしているというよりも、近代市民法の特色を明確にとらえたものとして、とくに適切であるといふことができるであろう。」⁷⁾このように、カントの与えた法の定義は大いに近代的意義を持っていることは明らかであるが、現代的に見れば、それは法の一面を示したにとどまって法一般の本質を明らかにしたものではなく、法の定義として十分なものと言うことはできない。なんとなれば、法は単に個人相互の自由を制限し対立を妥協させることだけを任務とするものではなく、すすんで各人の利益を増進することを目的としているからである。美濃部達吉博士は法を定義して、「法は社会生活における人類の意思及び利益の強要的規律である」とされているが⁸⁾、カントの定義は美濃部博士の定義における意思の規律の面のみを示しているにすぎないのであり、現代法乃至法一般の定義としては妥当し得ないものである。即ちカントの法の定義は現代においては意義の乏しいものと言わねばならない。

6) M. d. S. SS. 34~35.

の法律原理」3頁)。

7) 尾高朝雄著「民主主義の法理念」(「民主主義

8) 美濃部達吉著「法の本質」参照。

(2) 法と道徳との区別

カントは先行者トマジウス (Christian Thomasius, 1655—1728) の拓いた道を歩んで法と道徳との区別を明確にした。即ちカントはトマジウスの思想を体系的に築き上げたが、法と道徳との区別について「道徳形而上学」においてつぎの如く述べている。「一切の立法は、動機に関しては区別されることができる。ある行為を義務となし、同時にこの義務を動機となすところの立法は<倫理的>である。しかるにこの後の事柄を法則のなかにとり容れず、したがって義務の理念以外の動機をゆるす立法は<法理的>である。(中略)動機の如何に関わりなく、法則に対する行為の単なる一致もしくは不一致を<合法性> (合法的なること) と言い、法則にもとづく義務の理念が同時に行為の動機である場合には、これを<道徳性> (道徳的なること) と言う。」⁹⁾ こうしてカントは法理論と道徳学とを区別し、外部的法理的立法と内部的倫理的立法、外面的義務と内面的義務、合法性と道徳性の対立を強調したのであった。右のようなカントの法と道徳とを区別する見解は前述の法の定義と同じように近代法の本質的性格に適合するものであり、従って時代的意義を有するものであった。なんとすればカントの時代は恰かも近代的資本主義社会の勃興期に当っており、社会は自由な経済活動を保障する個人主義的法律秩序を要請し、かくして法律秩序は道徳法則の支配から独立した法律生活を規律することをその任務としたので道徳性と合法性とを対立せしめたカントの見解は個人主義的法律秩序に適合するものであったからである¹⁰⁾。

しかしながら20世紀に入ってから、特に最近においては自然法思想の再生によって、国内的及び国際的状況は従来の唯物的、個人主義的、主観主義的傾向を一擲し、社会制度に客観的な道徳的基礎を求める傾向にいたっている。そして法学においてはトマジウス及びカント以来峻別されたところの法と道徳との牽連関係の回復の嚮候が見られる。こうして現代においてはカントのような法と道徳とを区別する見解も大きな意義を持ち得なくなった¹¹⁾。

(3) 権利の分類

カントは私法論において権利を分類して、物件的権利、人格的権利及び物的様相をもつ人的権利 (物件的人格権) の三種としている。さてカントの言う物件的権利とは物を支配する権利であって一般に物権と呼ばれるものを意味し、また人格的権利とは他人に一定の行為を請求する権利であって一般に債権と呼ばれるものを意味するが、カントの分類において彼独特の名称をもつものは物件的人格権である。しからばこの物件的人格権とは如何なるものであろうか。カントはこのことについてつぎのように論述している。「この権利は、物件としての外的対象の占有と人格としてのその使用との権利である。一この権利にしたがう余のもの及び汝のものは家族的なものであり、そしてこの状態における関係は外的自由の原理(因果)にしたがう (一人格者に対する) 交互的影響を通じて、(共同態の中に立つ人格者たちの) 全一態の構成員の社会を形成する自由な存在者の共同態の関係であり、この全一態とは世帯と呼ばれる。——この状態の、及びこの態における取得の仕方は、専断的所為によっても (facto), 単なる契約によっても (pacto) 生ぜず法則によって (lege) 生じ、そして、この法則は、右の状態が物件における権利でもなく、人格者に対する単なる権利でもなくて、むしろ、同時に人格者の占有の

9) M. d. S. SS. 20~21.
10) 恒藤恭著「哲学と法律学との交渉」参照。

11) 田中耕太郎著「自然法」(法律学辞典第二巻1, 113 ~1, 116頁) 参照。

であるから、一切の物的及び人格の権利を超えた権利であり、すなわち、我々自身的人格の中における人間性の権利でなければならず、この権利はその恩恵によって斯かる取得が我々に可能たる自然的許容法則がその効果として有する所のものである。」¹²⁾そしてカントは上につづいて権利の取得についてつぎのように言うのである。「この法則にしたがう取得は対象にしたがって三種に分れる—すなわち、夫は妻を、両親は子を、家族は僕婢を取得する。——これら一切の取得し得べきものは、同時に譲渡不能であり、そしてこれらの対象の占有者の権利は最も全人格的のものである。」¹³⁾かくしてカントはこの権利を家族的社会の権利として、婚姻権、両親の権利及び家長権の三つに分けて詳論している。そして彼は婚姻権の個所においては後に述べるようなぎわめて異色に富んだ婚姻理論を展開した。

上に挙げた物件的人格権に関するカントの論述によって、この権利は大体において親族法上の権利を意味していることを知ることができる。そうだとすれば、カントが権利を分類して物件的権利、人格的権利及び物件的人格権としたことは、言わば物権、債権及び物権的亲族権としたようなものであって、論理上必ずしも妥当であると言うことを得ない。しかも彼の論述によって知られる物件的人格権の内容にいたっては、彼の倫理学において最も重要とされる人格尊厳の原理を無視しているような印象を与えるものであり、各人をして、他の人々を恰かも意志も生命もない物であるかの如く取扱うことを可能にするものである¹⁴⁾。ヘーゲルはこの点について、「カントにあっては家族関係は全く、物的仕方による人権である」と批評している¹⁵⁾。以上に述べた点から、カントの権利の分類も現代的に見て不適當と言わなければならない。

(4) 婚姻の性質

カントは婚姻を個人主義の立場から考察した。彼によれば婚姻は「性を異にする二人格者の、彼らの性的特長の生涯にわたる交互的占有への結合」¹⁶⁾である。そして彼は、占有関係が相互的であるかぎり、決して人格の概念に矛盾しないものと考えている。従って婚姻は相互的な「物的様相をもつ人格的権利」すなわち物権に類似した他人の人格に対する権利の認められる関係であって、この権利が同時に物的様相を持つということは「もし夫婦の一方がのがれ去り又は他人の占有に身を委ねるならば、他方は常にかつ拒絶されることなしに、あたかも物件のように自分の実力内に持ち還る権限を与えられているという点にその基礎をもつ」¹⁷⁾のである。こうしてカントは婚姻は性的衝動を満足するための契約と考え、全く財産的な契約と同視したのであるが、このような契約説は、「近代市民社会において私法自治の原則が封建的桎梏から個人を解放するに役立ったように、個人を教会法の支配から解放し、夫婦の法的平等及び婚姻の解消可能性を実現するに大きな功績があったことは認められなければならない。」(松坂佐一「婚姻の性質」)したがってカントの婚姻に関する見解は近代市民社会が成立した当時における婚姻法の特徴を示しているということができ、時代的には大きな意義を持っていたのである。

しかしカントの見解は全く婚姻の倫理的性格を無視するものとして多くの学者から非難されて来た。ヘーゲルはカントの婚姻観を批判してつぎのように述べている。「契約の概念に婚姻

12) M. d. S. S. 90.

13) M. d. S. S. 91.

14) Cf. M. R. Cohen, Reason and Law pp. 120
~121.

15) Hegel, Grundlinien der Philosophie des
Rechts (Philos. Bib) S. 54.

16) M. d. s. SS. 91~92.

17) " "

は包摂され得ない。これを包摂せしめるなどは——言うも恥ずべきことと言わざるを得ないがカントによってなされた。」¹⁸⁾「婚姻を単に市民的契約として理解すること、これはカントにおいてもなお見られる見解であるが、これも同様に粗雑な俗見である。」¹⁹⁾

かくして現在においては、多くの学者は婚姻の締結と契約との差異を認めている。契約の対象は人格から区別せられた物であり、また婚姻は個々の給付や財貨の交換を目的とするものではないからである。現代において婚姻の締結は契約には非ずして終生の共同生活を目的とする一男一女の協同体を創設する行為であって、協同体を創設する行為は契約とは異なる合同行為的性質を有するものとせられている。(松坂佐一「婚姻の性質」参照)。以上に述べたところによって明らかなように、カントの契約的婚姻観は現代においてはこれを認めることを得ないのである。

(5) 個人的人格権の尊重

カントにおいては法哲学と道徳哲学とは共に自由の理念、人格の自律の理念を基礎として成立し、体系的統一をなすものである。そして道徳哲学においては個人人格の尊厳ということが強調されている。しかるに道徳哲学と同一の基礎に立つ法哲学においては、必ずしも人格の尊厳ということが首尾一貫して認められているわけではなく、このことが現代の法思想からみて時代遅れと考えられる部分を構成している。彼が法哲学において人格の尊厳という原理を徹底させなかったことの理由として、M. R. コーヘンはカントが法哲学的思索において、法学の伝統的な教科書と彼の時代における人格権に関する見解及び人権に対する国家の保護の実情などに影響された結果であるとしている²⁰⁾。

前に述べたようにカントは婚姻を物的な契約としたばかりでなく、夫婦の一方がのがれ去るならば相手方はその去った者をいつでも呼びもどす権利を持っていると言って、去った者を恰かも迷った動物か或は逃走した奴隷のように考えている。そして嫡出でない子供の生存権を否定しその母がこれを殺しても一般の場合と異なってその母に対する死刑を主張していない²¹⁾。さらに公務員が個人の権利を侵害した場合における個人の救済の如きはカントの全然考慮しなかった問題である。もっともカントの時代においては、個人に対して公務員の不法行為に因る損害賠償請求を認めるほど人権尊重が徹底していなかったから、一概にカントのみを不徹底であると非難することは正当でないかもしれない。またカントはルソーの強い影響を受けたにも拘らずルソーと異なり子供の権利の尊重については語っておらず、また女子の権利についても多くの関心を払っていない。そして代議政治をしながら、代表者を選挙する権利は市民としての人格を有しない者には与えるべきでないとし、かかるものとして奉公人・召使・婦人・樵夫・住込みの家庭教師などを挙げて所謂制限選挙主張について論じている²²⁾。

以上に示された如く、道徳哲学において人格の尊厳を徹底的に説いたカントは、法哲学においては厳格性を緩和し伝統的な慣習と現実的な制度に影響されて、或る程度人格の不平等を認めるに傾いている。そしてその結果は婦人の軽視や制限選挙の承認などをあえて行うこととなったのであって現代的には肯定することのできない見解である。

18) Hegel, a. a. O, S. 80.

21) M. d. S, SS, 164~165.

19) ヘーゲル著、高峯一愚訳「法の哲学」(下)22頁。

22) M. d. S, S. 137.

20) M. R. Cohen, Reason and Law, p.121.

(6) 刑罰論

カントは刑法典のための絶対的な道徳的基礎を見出そうと企てた最初の人であると言われて²³⁾いるが、刑罰論は彼の道徳哲学及び法哲学の両者に亘って重要な意味を持つ部分である。彼は刑罰の存在根拠を実践理性の断言命令に求め、犯罪があれば犯罪者に対して必ず刑罰が科せられねばならぬという必罰思想を抱いている。そして彼は応報主義を採り、同一物に対して同一物をもってする支払の関係を、事実に解釈するところの説、即ち目には目をもって償い歯には歯をもって償うというタリオ説 (Talion) の立場に拠っている。しかしこのような立場は二、三の場合を除いては全く無意味である。なんとすれば、国家は犯罪者が行ったところと全然同一の行為をもって犯罪者を処罰することができないからである。国家は詐欺罪、偽証罪、横領罪その他種々の犯罪の場合において犯罪と同一の行為をもって犯罪者を処罰することはできないのである。かくてカントの採るタリオ説にはいくたの不合理があると言わねばならない。さらに彼は断固たる態度をもって死刑を肯定し、つぎのように述べている。「人を殺したならば殺人者は死なねばならない。この場合には正義の満足のための如何なる代用物もない。……公民的社会が一切の構成員の協賛をもって解散したにしても（例えば或る島に住む民族が互いに離れ離れとなって全世界に散るべきことを決定しても）牢獄につながれた最後の殺人犯人はその前に死刑に処せられねばならない。……謀殺を為し、またはこれを命じ、またはこれに加担した謀殺犯人があればあるだけ、そのすべては死刑に処せられねばならない。それは普遍的な先天的に基礎づけられた法則にしたがう司法的権力の理念としての正義の欲する処である。」²⁴⁾このようにカントはタリオ説の立場に立って死刑を肯定したが最近における諸国の刑法の傾向としては応報主義に対して目的主義の主張があり、また、死刑を次第に廃止しようとしている。かくてカントの刑罰論はある程度不合理であり時代錯誤であるから、その中に大きな現代的意義を見出すことができないと言わねばならない。

(7) 国家論

カントによれば、国家とは多数の人々の法の下における結合である。そして国家の任務とするところは各人の自由を確保するために法を維持することである。したがってカントの考えている国家はドイツ人の警察国家と呼ぶところのものであり、文化国家と呼ぶところのものではない。カントの考える国家はただ法を定め、それを施行するのみであって積極的に国民各自の健康で文化的な生活を実現することに努力するものではない。自由な存在である各個人は自らの努力によって自己の運命と幸福とを開拓すべきであり、国家はただ自由な活動に対する妨害を防止することを任務とするのみである。カントは個人が他人の幸福を増進する義務があることを道徳哲学において述べているが、国家という強大な団体の力によって人々の幸福が増進されることについては、なんら言及しておらず、また、むしろ警察国家こそ弱肉強食の結果をもたらし、強者による財産の蓄積がおそるべき弊害を伴うことを閑却している。もっともカントの時代は資本主義の初期に当り、経済上の自由放任主義が要求されたから、カントの国家観が警察国家的であったとしても、それは時代的には妥当するものであった。しかし経済が政治に従属するのではなく、むしろ政治が国民の経済生活のために奉仕する職能国家たるべきことが要求される現代においてはカント的な警察国家観は妥当し得ないと言わねばならない。

23) M. R. Cohen, Ibid. PP.30~31.

24) M. d. S., SS. 160~162.

つぎにカントは、国家の最高権力の絶対性を承認し、人民の抵抗権及び革命権を否認する論述を行っている。即ち彼はつぎのように述べている。「最高の権力の根元は、これに従属する民族にとっては、実践的意図においては探求すべからざるものである²⁵⁾。——国家の命令的立法者に対しては、それゆえに決して民族の適法の抗争はない²⁶⁾。——そして、たとえ国家の編制がそれ自身欠陥を有するにしても、国家の中のいかなる隷属の権力も、国家の立法的支配者に積極的反抗を対立せしめることを得ないで、国家に附着する欠点は、支配者自身が遂行する改革を通じて、漸次に排除されねばならない。」²⁷⁾レオン・デュギー (Léon Duguit, 1859～1928) はカントの右のような論述を根拠としてカントをもってドイツ帝国主義及び絶対主義の思想の最も偉大な作者であると断言している。もしデュギーの見解が正当であるとすれば、カントの思想は現代的に全然無意義のものとなるであろう。

第四 カントの法哲学における現代的意義の大なる諸点

(1) 法と平和

カントの法哲学において一つの大きな特徴は、法と平和との関係が重視されていることである。このことは法哲学の主著の結語においてつぎのように述べられていることから明白に知ることができる。「この普遍的かつ永続的な平和の確立は、単に純粹理性の限界内における法学の一部を形成するだけのものではなく、実にその全終局目的を形成するといえることができる。」²⁸⁾また、カントが1795年に発表した「永遠平和のために」(zum ewigen Frieden)と題する論文も法哲学に関連のある重要な著作であるが、この論文において彼は永遠平和を実現するための確定条項として憲法、国際法及び世界公民法などの所謂公法の在り方と永遠平和の関係とについてきわめて卓越した洞察を行い、その見解が現代における世界平和の維持のために大きな貢献をしている。このような法と平和との関係についての見解がカントの法哲学の現代的意義を最も大ならしめている点である。そこで、以下においてカントの見解について現代的意義を考察することとしよう。

さて現代は原子力時代であり、原水爆戦争が世界を破滅させるであろうと恐怖されている時代であるから、他の何ごとよりも先ず平和の維持が必要である。そして「平和は宗教・哲学・法・道徳・経済その他の人間のあらゆる生活部門に関係しており、それ等の各方面から考察がなされなければならない。とくに法は他のいずれの部門にもまさって平和と密接な関係をもっている。このことは法の別名が平和秩序であるところからしても明らかである。この故に法に関する本質的考察即ち法哲学全部が広義において<平和の法哲学>といえるのである。」(田中耕太郎著「平和の法哲学」)そしてこの「平和の法哲学」ということが、現代において特に重大な意義を持つことは、現代における平和維持の緊要性から考えてきわめて明白である。このように考えると、法と平和との関係を重視したカントの法哲学は真に平和の法哲学に値しそして現代において大きな意義を持っていることは疑う余地のないことである。そして、C・J・フリードリッヒ教授の述べたところの「平和ということは、国家の対外的及び対内的の政策において最も緊要な目標である。カントはこのような平和の問題に対して決して愛著を捨てなかったところの、ヨーロッパ哲学の黄金時代における偉大な哲学者である。実際、カントの主要な著作の

25) M. d. S., S. 142.

26) " " S. 144.

27) M. d. S. S. 207.

28) " " S. 185—186.

すべては平和の問題に立帰っている。そしてカントは基本的な道徳的真理の一つとして「戦争あるべからず」という言葉を創造した。カントの哲学は本質的に言えば、〈平和〉を巡って回転したものであって、〈認識〉を巡って回転したものではないことを我々は忘れてはならない」²⁹⁾という言明は平和の哲学の最もすぐれた創始者としてのカントの立場をきわめて適切に表現したものとと言えるであろう。

カントの法と平和に関する思想の明確に展開されている「永遠平和のために」という論文に示されている三つの確定条項をみるに、その第一条項は「各国家の憲法は共和的でなければならぬ」ということであって、国内的な法秩序に関するものである。ここで共和的と言っているのは「民主的」と言うことと同じ意味であって、国内的な法秩序が民主的に定められていれば専制的に定められている場合と異って戦争の開始を防止することに役立ち、永遠平和の達成に効果があるというのがカントの考えである。第二の確定条項は「国際法は自由な諸国家の連盟に基礎を置くべきである」ということであって、その意味するところは国際法をして実効あらしめるためには国際紛争を法によって解決し、一切の戦争を永久に発生せしめないことを目的とする国際的な連盟を成立せしめその連盟によって国際法を維持し励行しなければならぬということである。第三条項は「世界公民法は普遍的な友好の諸条件に制限されるべきである」ということである。世界公民法はカントの法哲学における理念の一つであり、この法によって各人は世界公民権を有し、世界の如何なる邦土においても一般的好遇を受けるべきものとしている。

以上三つの確定条項は、カントが法哲学の主著において公法を三分して、国家法・国際法及び世界公民法として論述していることと照応するものであるが、尾高博士は三つの確定条項を統一的に解釈されて、つぎのように述べられている。

「国際連盟機構の設置は永久平和のための数ある条件のうちの一つではあるが、その眼目の条件であり、確定条項中の中心条項である。しかしカントは、決してこの条項の有効性を過信してはいたわけではない。……この連盟の約定が効力をもちつづけ得るためには、諸国家の間に戦争を誘発するような事情を除去しなければならぬ。カントのかかげる他の2つの確定条項はそういう効果を狙っている。……これを現代的な概念に改めて表現するならば、世界のすべての国家が完全な民主国家となること、1つの国家が他の国家に対して搾取的な経済侵略を行うことは許されないこと、そして、それらの国々が互に盟約を結んで戦争の回避に努めること、この三つを以ってカントは永久平和のための基本条件となしたといえることができるであろう。」³⁰⁾

現代における国際政治の運営と国際平和の維持とに重大な役割を果している国際連合が上に挙げたカントの第二確定条項の具体化されたものであることは言うまでもないが、さらに注目すべき点は国際連合憲章の根本原則と諸規定の内容が他のいかなる平和思想家の見解よりもカントの見解に最も大きな親近性を持っていることである。換言すれば国際連合憲章はカントが世界的な平和機構を樹立するために必要な条件として論述したものを多くの点において採用しているのであって、この意味において現在の国際連合憲章の中にカントの法哲学思想が生きっており国際政治の場面において強力に働いているといえることができる。20世紀の半ばにおいて起草され採択された国連憲章が百数十年も前にカントが構想した永遠平和の哲学と思想的に符合

29) C. J. Friedrich, *The Philosophy of Kant*, pp. VII~VIII.

30) 尾高朝雄著「法の窮極に在るもの」(276頁~278頁)。

することの多いのは、カントがいかに卓越した平和の法哲学を樹立したか、そしてそれがいかに大きな現代的意義を持っているかを明白に示しているということができよう。

(2) 議会制と権力分立制

カントの哲学思想はプラトンとルソーからの多大の影響の下に形成されたが、特にその法・政治哲学思想は最も強くルソーの影響を受けたところのものであった。しかしカントはこれら二人の先行者と異なり代表民主政治の主張者であった。即ちプラトンは哲人政治を提唱して、民主政治を衆愚政治として却けたし、またルソーは民主政治を主張したけれども純粹の民主政治は直接的な民主政治であって代表者を通じて行われる間接的な民主政治は認められ得ないと考えた。しかるにカントはルソーと同じように立法権の源泉は人民の意志に在ることを認めて「立法的権力はただ民族の結合した意志にのみ帰属し得る……ただ普遍的に結合した民族意志のみが立法的たり得る。」³¹⁾と論じて民主政治の立場に立脚していることを明白にすると共に、民主政治が代表者によって行われるものであることを認めてつぎのように述べている。「一切の真実な共和政は、民族の名義において、一切の国民を通じて一致して、彼らの選挙したもの(代議士)を仲介として彼らの権利を処理するための民族の代議制であり、またそれ以外の何ものでもあり得ない。」³²⁾ここでカントが共和政と言っているものは民主政治を意味するものであって専制政治に対する観念である。それはまた君主政に対立するものではなく広く立憲政治を意味し従って立憲君主政をも包含するものである。またカントは国家の適切な組織原理について、モンテスキューに従って権力分立主義を採り、立法権、執行権及び司法権の帰属と行使について論述している。立法権については上に述べた如くであるが、執行権については、国家の元首が、また司法権は元首によって裁判官として任命された官吏が行使するものとしている。そしてこれら三つの権力に関する論述をつぎの言葉で結んでいる。「これらの三つの異なる権力は、これを通じて国家がその自律を有し、すなわち自分自身を自由の法則にしたがって構成し維持する所のものである。——国家の福祉はこれらの権力の結合にある(国家の福祉は最高の法則である *Salus reipublicae suprema lex est*)。……その意味するところは、統治組織と法原理との最高の調和の状態であり、これを求めて努力すべきように理性が定言的命法を通じて我々を羈束するものである。」³³⁾

以上によって知ることができるように「カントの国家論における核心は、議会制と権力分立の形態を通して、いわば、純粹立憲政の精神たる人間の自由の確立と国家的法律秩序の基礎づけに存する。」³⁴⁾一部の学者は、カントが国家論において、国家権力に対する人民の絶対的服従を強調したり或は人民の抵抗権を否認したりしている点を重視してカントの見解をもって国家絶対主義や専制政治を基礎づけるものであるとしているけれども、上に掲げたようなカント自身の陳述と彼の哲学体系及び全著作を貫く基本思想を十分に考察するならば、やはりカントは議会主義と権力分立主義とを基礎とする民主政治が最善の政治形態であるという強い信念を持っていたことを確認することができる。カントの友人ニコロヴィウス(Nicolovius)はつぎのように述べている。「カントは常に公然たる民主主義者であった。そして代議制度が最善の政治形態であるという彼の信念は微動さえしなかった。」

かくてカントが考えている最善の政治形態は、現代の諸国において最も一般的に認められて

31) M. d. S. S. 136.

32) M. d. S. S. 170.

33) M. d. S. S. 141.

34) 南原繁著「国家と宗教」(189頁)。

いる政治形態と符合するものであり、彼の法哲学思想の現代的意義は政治形態に関する見解の中にも見出されるのである。

(3) 自然法の再生

つぎに現代における自然法思想の再生という見地からカントの法哲学思想の現代的意義を明らかにしたい。第二次世界大戦後、特にドイツにおいて第二の自然法思想再生の傾向が起ったが、それはヒトラーの暴虐な政治を経験したドイツ国民が、政治権力であっても拘束されなければならないところの、実定法よりも上位の法を認めなければならないという意識を抱くにいたったことに基くものであった。(野田良之著「現代自然法」<法哲学講座、第5巻下所載>参照) こうしてドイツにおいては現在、優れた法哲学者達によって自然法の研究が盛んに行われることになった。カントは理性法的自然法学の代表者として著名であるが、その自然法思想は18世紀の啓蒙的自然法に属し、現在再生しつつある自然法思想とは自ら異なるものである。しかし現在再生しつつある自然法思想は必ずしもカントの法哲学乃至哲学一般と全然無関係のものではなく、殊にカントの倫理学に基いて自然法思想を構成している学者がある。例えばフランクフルトのヘルムート・コーイング(Helmut. Coing, 1912~)教授はその著名な1人である。しかしコーイングの学説については、別の機会において考察することとし本稿においては立入らない。またカントは「永久平和論」や「虚言を言う権利の否定」という論文において「法は決して政治に順応すべきではなく、政治こそ正にいつでも法に順応すべきである(Das Recht muss nie der Politik, wohl aber die Politik jederzeit dem Recht angepasst werden)」という命題を強調しているが、ここで法と言われているものは実定法に優越している自然法をいみずるものであって右のカントの命題は明らかにヒトラーの政治観念と対立するものであり現在ドイツにおいて自然法思想を再生せしめるにいたったドイツ国民の法意識と類似したものとすることができる。ミュンヘン大学のアーペルト教授(Willibalt Apelt)は「ヘーゲルの全体主義国家か、カントの世界主義か」という題目の講演を行って、敗戦後のドイツ国家を再建するためには、自然法的なカントの世界主義(Weltbürgertum)を基調としなければならないことを強調した。以上主としてドイツにおける自然法の再生とカントの法哲学について述べたが他の国々についても同様のことが言われ得るのであって、わが牧野英一博士もまた世界的な新自然法の復活を認められ、その新自然法はカントの人格主義に復帰するものに外ならぬとされている。(同博士著「法理学」第1巻~180~181頁参照)

(4) 現代日本とカントの法哲学

現在のわが国においては他の国々と比べて、カントの法哲学の意義が特に大きいとすることができる。このことはつぎの二つの点から明白に理解し得ることである。

第一に戦後制定された「日本国憲法」の基本原則は高度にカントの法哲学思想と符合するものである³⁵⁾。本稿においては詳論することを省略するが、カントは国民民主主義、永久平和主義、人権尊重主義並びに権力分立主義の思想を抱いていた。これらの諸原理は悉く日本国憲法の基本原則として採用されているものである。しかもカントが「永久平和論」において平和のための予備条項として掲げたところの軍備の撤廃は日本国憲法において明文をもって規定され、またカントが基本的な道徳上の真理として強調した「戦争あるべからず」という断言命令

35) 拙稿「カントの思想と日本国憲法」(東北法学会雑誌第4号所載参照)。

は戦争放棄の宣言となって具体化している。おそらく世界のすべての成文憲法の中で、日本国憲法が最も多くカントの法哲学思想と親近性を持つものと言いうことができるであろう。

第二にわが法哲学界において主要な題目として取り上げられたものは、カントが法哲学上の根本問題として考察したところと符合することである。戦後創設された日本法哲学会において先ず取り上げられた問題は「自然法と実定法」であり、続いて「法と道徳」並びに「抵抗権」の問題などであった。そして同学会の大会においてこれらの問題について報告が行なわれ、また報告の内容が論文として刊行された。これらの問題はカントが法哲学の主著において特に熱心にまた無比な卓抜さをもって論述したところのものであった。勿論カントの見解は必ずしも完全なものではなく、また現代にふさわしい法哲学思想として採用し得ないものも少くないが、しかし、法哲学の根本問題を考察するに当っては学者はやはり一度はカントの見解に立ち帰らねばならないのであって、現代のわが法哲学界において主要な題目とされているものが、カントが既に強い関心をもって問題としたところのものであった。このようにみえて来ると、恒藤恭博士がカントの法哲学の主著について「この著は法律哲学又は政治哲学の研究に興味をもつ者の一度は潜らねばならぬ扉を開いているとも言い得られるであろう」と述べられたことは、まことに至言であると言わねばならない。

(5) その他

現代の法哲学者、特に第二次世界大戦後の今日において顕著な活動をしている法哲学者がカントの法哲学乃至哲学一般をどのように問題とし、または自らの法哲学のためにこれをどのように取り入れているかということ考察することも、カントの法哲学の現代的意義を明らかにするために重要なことである。しかしこの点についての考察は本稿においては紙面の関係上省略し唯問題を提起するだけに止めておく。またカントは決して社会主義者ではなかったが、カントの法や政治に関する思想の中には現代の有力な社会思想である社会主義ときわめて類似しているものがあり、特にこの問題を取り上げて論じている学者もある。カントの法哲学の現代的意義を考察するに当っては当然この問題にも論及すべきであるが、これまた本稿においては省略し、後日の機会に譲ることとする。